

# 1. 結局、国際社会の信任を得ないと ダメなんです

平松 徹

中小企業診断協会 東京支部

## 1. 今話題のJ-SOX法って 投資家を守る法律です

J-SOX法、この頃よく聞くようになった法律の名前です。簡単にいうと、上場企業が確かな決算の内容を投資家に知らせないといけない、との法律です。投資家は、大切な自分の虎の子の資金で上場企業の株式を買ったり売ったりします。上場企業の株式は上がったりがったり下がったりしますが、やはり大きいのは決算内容です。それが正しくなかったら安心して株式の売買はできません。

今回の法律では、結果としての決算書の内容が確かであるためには、その決算書が正確に企業の業務内容を反映しているようにとの「業務プロセスの見える化、透明化」も要求しています。内部統制がきちんとできて業務の流れが信頼できれば、結果としての決算書も信頼できます。

キーワードは「内部統制」であり、「企業の見える化」です。

## 2. J-SOX法も「企業の見える化」 を要求しています

J-SOX法は2008年4月以降の事業年度から施行が予定されています。正式名称を「金融商品取引法」といいます。証券取引法を抜本的に改正するとともに金融先物取引法、商

品ファンド法など金融商品ごとの既存の法律を一本化し、横断的にして、投資家保護をめざした法律です。

J-SOX法の概要を図表1にまとめましたので、参考にしてください。

このJ-SOX法という法律、ライブドア事件で問題になった投資事業組合についても透明性が増すように、また違反行為があれば厳しく罰則を課すなども盛り込まれました。

投資事業組合を作るときは登録・届出が必要になったり、何かあったときは当局が実態を把握し対処するために立入り検査ができるようにもしました。ホリエモンの事件では、投資事業組合が不正の温床になりました。株式の売買を投資事業組合というブラックボックスを通せば、結構簡単に不正ができたんですね。隠れ蓑ってやつです。犯罪の温床になってよい組織があってよいはずがありませんよね。

法案を作成するときにもっとも重点を置いたのが、投資家保護ルールでした。具体的には、広告規制、事前説明や文書交付の義務化、クーリングオフ（契約解除権）の導入など。罰則についても風説の流布や相場操縦などの不正取引など現行法の懲役5年以下を10年以下、罰金も個人が現行法500万円以下を1,000万円以下、法人が現行法5億円以下を7億円以下に引き上げました。

政府が金融商品取引法の法制化をめざすのは、投資家が安心して投資できる環境を整備

図表 1 J-SOX 法の概要  
(2006年6月成立, 2008年4月施行)

項目	内容
1 法律の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正式名称は「金融商品取引法」。</li> <li>・上場株式などの金融商品についての取引を規制した法律。</li> <li>・証券取引法を抜本的に改正するとともに金融先物取引法、商品ファンド法など金融商品ごとの既存の法律を一本化した。</li> <li>・投資家保護が目的。</li> </ul>
2 適用の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場会社がまず対象→この法律に沿って内部統制をする。</li> <li>・ただし、上場会社の連結子会社や重要な業務委託先も対象になる。</li> </ul>
3 内部統制報告制度	2008年度から <ul style="list-style-type: none"> <li>・「有価証券報告書」「決算書」「内部統制報告書」→事業年度ごとに内閣総理大臣に提出する。</li> <li>・「内部統制報告書」→監査法人などの監査証明も必要。</li> <li>・「確認書」→経営者の「有価証券報告書」の記載内容が適正であることの確認の文書。</li> </ul> 2009年度からは <ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期ごとに会社の経理の状況などを「四半期報告書」で出す。</li> </ul>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風説の流布、相場操縦などの不正取引などの罰則の強化</li> <li>→懲役10年以下、個人の罰金1,000万円以下、法人7億円以下</li> </ul>

することにあります。日本国民の個人金融資産は約1,400兆円にのぼります。これを「貯蓄から投資」へ振り向けることができれば、日本経済は活性化すると狙います。

また今、国際資本のマネーが世界のマーケットを動き回っています。どこで運用するかどうかは、それぞれの市場の信用次第です。

信用のないところでは怖くてお金の運用なんかできません。つまり、日本の市場も国際社会の信任を得ないといけないんですね。そのためには「見える化」して透明感がなくてはなりません。

### 3. 日本市場に求められるグローバル化

今、株式市場は国際的です。世界同時株高とか、あんまり気持ちよくないですが世界同時株安なんてことがよくニュースになります。ビジネスが本当に地球規模になったことを実感します。まさに、グローバルな状況に、いろいろな市場がなっています。日本市場が

そのグローバル化の中で立派にやっつけているには、やはり日本的な考え方ではダメです。グローバルな考え方でないといけません。談合なんて、だからまずいんですね。

### 4. グローバルな考え方の基本は「公正、公平、公明」

グローバルな考え方の基本は「公正、公平、公明」です。談合はスムーズに業務が流れる仕組みに違いありません。でも、公平ですか？ 談合は、グループ内ではたしかに公平ですが、そこから外の範囲のものには不公平です。税金を支払っているものからみるとやはり不公平きわまりありません。

そのような考え方自体が国際社会の信任を得られるわけがありません。一部のものがよい目を見るのは「ダーティ」なのです。

この「ダーティ」、日本語でいえば「汚いやつ!!」となるのでしょうか。これはたとえば米国社会などでは、一度この烙印が押されたら、取り返しがつかないほどダメージは大き

いようです。世界の中の日本市場になるためにはこのことに気をつけないといけません。

インサイダー取引についての考え方も日本ではこの10年でかなり変わったのではないのでしょうか。村上ファンドの村上さんが捕まったのは、このインサイダー取引疑惑がもとでした。たしか、ニッポン放送の株式をホリエモンが買うことを事前に聞いていて、高値で売り抜けることをやっちゃったんですね。これって本当に犯罪ですよ。おわかりですか？公正な市場には透明感が要求されます。

これって、公平さが必要ということなんです。公正、公明で誰に見られても恥ずかしくないということです。株式市場では、知っているものと知らないものが戦ったら、知っているものが勝つに決まっています。上がるものがわかっているなら必ず買います。そこで売った人は、ミスミス損をしていることになってしまう。

結局、不公正な取引は不公平なんです。だからダーティは許されないんですね。村上さんはそれを断罪された。今はグローバルな目でみないといけないということです。日本でしか通用しない論理は、ハッキリいってローカルな論理です。

今回のJ-SOX法も同じです。投資家保護がこの法律の目的ですが、外国人の投資家が日本の株式に投資するには、やはり透明感がないといけません。安心して株式の価値を判断できないといけない。そのためには会社の損益をはじめとした決算情報が正確にわからないといけません。損益や財産の状況がよい会社の株式には価値があります。だから株が上がります。

#### 5. これからは内部統制と、それをキチンと説明することが大切になります

もう一つ大切なのは、決算内容の正確さを確保するために、会社に内部統制を要求していることです。内部コントロールがキチンとできているということを証明しなさいといっ

ています。そしてキチンとやっていることを説明します。説明責任です。

もともと説明責任は、会計用語のアカウンタビリティに由来しています。お金の流れこそ明確にして、その使い道を明確にしないといけません。同好会で旅行などしたら、だいたい決算報告します。お金の流れの責任者は、お金の流れを明らかにして、「公正」にそして「公平」に業務を運営して、そこで支払ったお金について「公明」のために説明責任を果たします。

#### 6. 会社法では会社についての考え方が大きく変わりました

そして会社法。この法律、それまでと大きく変わりました。去年の5月に施行されたのですが、それまでは商法の中に株式会社の規定があり、有限会社は有限会社法として規定されていました。有限会社や最低資本金制度がなくなったり、いろいろな種類の株式が認められたりしました。

会社についての考え方が変わったことが大きな変化です。「原則規制」から「原則自由」への転換です。会社の名前である商号も原則自由ですし、資本金の縛りもありません。

今まで株式会社は取締役3人と監査役が1人必要でした。今は、小さな会社は取締役1人でOKです。10人くらいまでの会社なら経営者1人で業務運営できますよね。監査役が必要ですか？もちろんいたほうがよいに決まっています。でも、作っただけで形式的になってしまいますよ。文字どおりワンマン社長には監査役は逆らえませんから。だったら形だけの監査役はなしでよいですね。その代わり、たとえば会計参与という新しい役員の制度を活用すればよいのです。

#### 7. 自由だから責任も問われる

結局、会社は事業規模や業務内容に応じて会社の機関構成を決めなさいということです。

ここでも自由と自己責任が生きています。

このように自由だから、責任も問われます。自由と自己責任です。その意味では会社がひとり立ちする必要があります。それこそ、コンプライアンスです。最低限のルールは法律をはじめとして守らないといけません。

これは自分勝手の意味の自由でなく、大人であれば自在に生きていくためにルールをしっかりとわきまえて、その中でいきいきと活動することが大切ということです。企業も同じです。

## 8. コーポレートガバナンスの充実も会社法のポイント

コーポレートガバナンスの充実もポイントの1つです。

会社は株主、経営者、従業員などで構成される組織体です。これをいかにして公正に、また効率的に運営していくのかです。それがコーポレートガバナンスの問題です。これをしっかり行うには、外部統制と内部統制の2つがあります。このあたりは少しややこしいですので、次回ふれたいと思います。

## 9. 内部統制は中小企業診断士の先生方の顧問先にこそ必要です!!

内部統制は、診断士の先生方が顧問をされている中小企業にこそ必要です。そう思いませんか？ 社長1人で持っている会社も多いですし、従業員がそれぞれ個人の力で頑張っているがそれぞれバラバラに仕事をしている会社ってけっこうないですか？ でも、それって会社ではなくて個人商店の延長ですよ。これを組織化して内部統制して、企業のパワーアップを図るのが今回の会社法の趣旨です。いわば攻めの内部統制です。

売上や費用の予算管理をしている中小企業がどれくらいあるでしょうか？ 資金繰りまで含めて行きあたりばったりの会社ばかり、というのが現状ではないでしょうか。

やはり会社なら仕組みをきちんと作り、しっかりモニタリングし、課題を明確にして解決していく。組織らしい組織になって初めて会社らしい会社になります。そして、説明責任をしっかりと果たす。

結局、最後は「企業の見える化」です。「男は黙ってサッポロビール」はもう通用しないのです。きちんと「公正」にそして「公平」に事業を行っていることをきちんと「見える化」(「公明」)することが、今、企業に求められています。

顧問先にも、そんなことをぜひともお勧めしてみたいかがでしょうか。

### 平松 徹

(ひらまつ とおる)

上智大学文学部哲学科卒業後、空調機販売会社に勤務。経営管理、営業企画を担当。その後ビジネススクールでマーケティング、財務、人事労務、リスクマネジメントの講師を担当。1998年にISO、人事労務、まちづくりのコンサルタントとして独立開業。その後会社組織にし、現在社会保険労務士、行政書士業務を併せ持つ、企業にトータルな経営支援を提供する㈱ノフィア代表取締役所長。著書に『ダントツ重要部門になる総務経理の基本実務』『事業主・経営者のためのレポート情報 BOOK 助成金・公的融資・税金&新規事業支援制度 etc.』『中小企業診断士財務管理』など。中小企業診断協会東京支部城西支会の「企業の見える化研究会」主催。

